

課外活動関連施設

講 義 室

(1) 共通教育棟の講義室使用について

講義室は、授業及び学校の行事等に差し支えないときにかぎり、課外活動団体・任意団体の活動のために使用することができます。(ただし、個人の占有使用はできません。)

使用を希望する場合は、公認サークルは使用する日の前月の文化系サークル定例会、非公認サークルは使用する日の前月の文化系サークル定例会翌日の午前10時より、教務課教務係窓口で教室予約の受付をします。(ただし、9月分の受付は7月に行う。)

責任者は、教務係窓口にある予約受付簿「講義室使用状況」へ記入し、「講義室使用願」は顧問教員(非公認サークルは代表者の指導教員)が内容を確認のうえ、押印したものを教務課教務係へ提出してください。

使用できる講義室及び時間は次のとおりです。

外部貸出等で使用できない日及び時間がありますので、窓口で確認してください。

また、18時以降使用する場合は、教務課教務係で所定の手続きを行い、窓口が開いている時間内(8時30分～17時15分)に電子錠のカードキーを受領し、使用終了後は21時15分までに共通教育A棟3階東側出入口にある返却ボックスへ返却してください。

講 義 室	曜 日 等	使 用 時 間
A棟 0～1階	月、火、水、金曜日	18時 ～ 21時
	木曜日	14時30分 ～ 21時
B棟 3～5階	休業日	9時 ～ 21時
	木曜日	14時30分 ～ 17時

(注1) 音楽系サークルは、A棟0・1階とB棟3～5階に限ります。

(注2) 木曜日の12時00分～14時30分は講義室清掃時間です。

(注3) 新型コロナウイルス感染症等の状況により、使用時間は変更となる場合があります。

講義室は、いうまでもなく皆さんが学生としての教養を身につける場でもありますので、使用に際しては次のことを厳守してください。

なお、次のことを守らない場合は、以後講義室の使用を認めません。

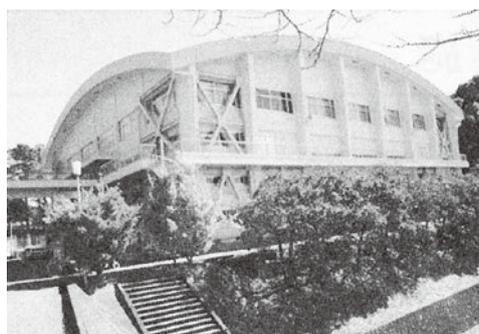
- ① 講義室内での飲食は禁止する。火気に注意し、特に指定された場所以外では喫煙しないこと。
- ② 備品の持出し、移動はしないこと。ただし、やむを得ない理由で移動するときは、使用后、原状に戻すこと。
- ③ 講義室の椅子、机等の整頓及び紙くず、黒板等の清掃を確実に行うこと。
- ④ 戸締り(窓の施錠)及び消灯を確実にし、使用時間を厳守すること。

(2) その他の施設使用

- ① 静岡キャンパス(人文社会科学部・教育学部・理学部・農学部・グローバル共創科学部)の施設使用は、当該学部の学務係へ、浜松キャンパスの施設使用は、浜松学生支援課学生支援係へ申し出てください。
- ② 学生会館、総合運動場(体育館、グラウンドなど)、合宿研修施設及び課外活動共用施設、佐鳴会館、学生会館(南会館)等を使用する場合は、「諸証明及び諸手続一覧」(前掲)を参照して学生生活課、又は浜松学生支援課に申し出てください。

総合運動場施設〔静岡キャンパス〕

本学の静岡キャンパスに、体育の授業及び研究並びに学生の課外体育活動に使用することを目的として、次の総合運動場施設があります。



施設名		施設の内容		主に使用する運動部
屋内施設	体育館	延 3,027㎡		体操、テコンドー 剣道、少林寺拳法 卓球 柔道、合気道
		1階		
		2階		
	体操场	319㎡		
	剣道場	262㎡		
	卓球場	319㎡		
	柔道場	376㎡		
	バスケットボールコート（兼バレーボールコート・バドミントンコート） 2面			バスケットボール バレーボール バドミントン
	トレーニング場			日本拳法、フルコンタクト空手道
	舞踏場		120㎡	空手道、モダンダンス
屋外施設	テニスコート	11面(硬式6面、軟式5面)	7,850㎡	硬式テニス、軟式テニス
	多目的コート	2面	1,400㎡	テニス 他
	バレーボールコート	3面	1,860㎡	
	サッカー場 (兼ラグビー場)	人工芝	11,375㎡	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、ハンドボール、ソフトボール
	水泳プール	50m 8コース		水泳
	陸上競技場	400m 8レーン	14,784㎡	陸上競技
	野球場		12,600㎡	硬式野球、準硬式野球
弓道場		91㎡	弓道	

総合運動場施設の使用

使用優先順位

1. 正課体育（授業、研究）
2. 運動部による課外体育活動
3. 本学一般学生、職員による体育活動
4. その他の体育活動

使用手続

使用したいときは、使用日の10日前までに学生生活課生活支援係に使用許可申請書を提出して、許可を受けなければ使用できません。

使用時間等

授業期間中の平日 9時～20時

休業期間中の平日と土・日・休日 9時～17時

※プールは7月に通知します。

使用上の留意事項

使用にあたっては、各施設の使用心得（本学HP参照）に定められた留意事項を遵守してください。

※問い合わせ先 学生生活課生活支援係

総合運動場施設〔浜松キャンパス〕

浜松地区には、次の総合運動場施設があります。使用に際しては、使用心得に従い、よく守ってください。
 (※各施設の心得については本学HPを参照ください。)

施設名	施設の内容	主に使用する運動部	
屋内施設	体育館	バレーボール、バスケットボール、バドミントン兼用コート 943㎡	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	武道場	剣道場 柔道場 498㎡	剣道、フルコンタクト空手道、柔道合気道、少林寺拳法、スポーツ合気道、テコンドー
屋外施設	テニスコート	3面	硬式テニス、ソフトテニス
	サッカー場	8,920㎡	サッカーほか
	水泳プール	50m、7コース	水泳、カヌー
	野球場(西寮グラウンド)	8,695㎡	準硬式野球ほか
	弓道場	木造 50㎡	弓道

(1) 体育館及びサッカー場

運動部が使用するほか、クラスや一般学生も使用できます。ただし、授業で使用時は利用できません。

公認の課外活動団体・同好会	授業期間中の月～水・金曜日 16時30分～22時00分 木曜日 13時30分～22時00分(但し、授業使用時を除く。)
	上記以外の日 8時30分～17時
一般の使用時間	授業期間中の月～水・金曜日 8時30分～16時30分 木曜日 8時30分～13時30分(但し、授業使用時を除く。)
	休業期間中の月～金曜日 8時30分～17時00分※休業期間中は課外活動団体が優先

(注) サッカー場を使用後は整地してください。

(2) テニスコート

運動部が使用するほか、クラスや一般学生も使用できます。ただし、授業で使用時は使用できません。

公認の課外活動団体の使用時間	授業期間中の月～金曜日 8時30分～22時00分(但し、授業使用時を除く。)
	上記以外の日 8時30分～17時
同好会・一般学生の 使用時間・使用方法 (一般学生は平日のみ)	授業期間中の月～水・金曜日 8時30分～16時30分 木曜日 8時30分～13時30分 ※12時～13時は使用不可(但し、授業使用時を除く。)
	休業期間中の月～金曜日 8時30分～16時30分 ※休業期間中は課外活動団体が優先 ※12時～13時は使用不可
	使用する場合は使用日前平日から遡り3日前までに浜松学生支援課学生支援係に申請して許可書を受領してください。
	休日(土・日・祝日) 8時30分～17時00分

(3) プール

水泳部のほか、一般学生も使用できます。ただし、授業で使用しているときは使用できません。

一般の使用期間	使用期間等は、掲示板及びプール入口に掲示します。 水泳部以外は監視員が配置されているときのみ使用できます。
使用方法	本学学生、教職員は、プール入口の利用者名簿に記入し、監視員の指示に従ってください。(学外者は同伴の場合でも使用できません。)

(4) 武道場、弓道場

運動部が使用できる施設です。この施設の使用は次のとおり定められています。

運動部の使用時間	授業期間中(土・日・休日を除く) 8時30分～22時
	上記以外の日 8時30分～17時
使用方法	①浜松学生支援課学生支援係窓口で使用簿に記入の上、鍵を受領し、使用後は戸締まり等を確認し、学生支援係へ鍵を返却してください。 ②窓口取扱時間外は、守衛室で同様に行います。

(5) 野球場（西寮グランド）

運動部が使用できる施設です。この施設の使用は次のとおり定められています。

運動部の使用時間	授業期間中（土・日・休日を除く）8時30分～19時
	上記以外の日 8時30分～17時
使用方法	浜松キャンパス外にある施設です（あかつき寮・あけぼの寮に隣接）。 駐車場や駐輪のルールについては浜松学生支援課学生支援係へ問い合わせてください。

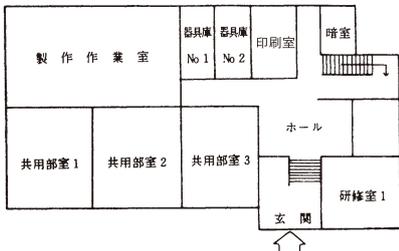
文化系サークル共用施設〔静岡キャンパス〕

公認文化系サークルが、課外活動の機能を果たすために共用で使用する施設です。

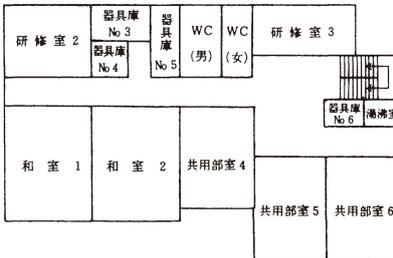
※問い合わせ先 学生生活課生活支援係



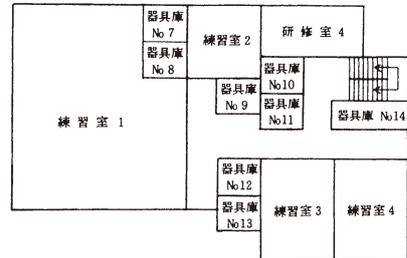
1階



2階



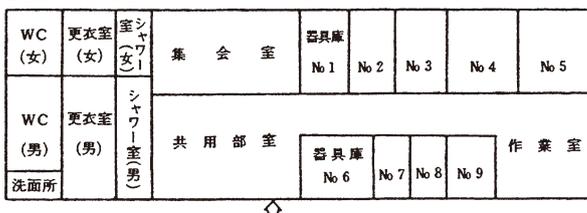
3階



体育系サークル共用施設〔静岡キャンパス〕

運動部が、課外活動の機能を果たすために共用で使用する施設です。

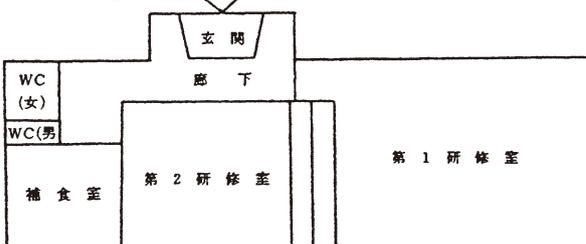
1階 体育系サークル共用施設



合宿研修施設〔静岡キャンパス〕

運動部及び公認文化系サークルが、その活動のために行う合宿及び研修会、本学が企画する行事等に使用することができる施設です。

合宿研修施設2階



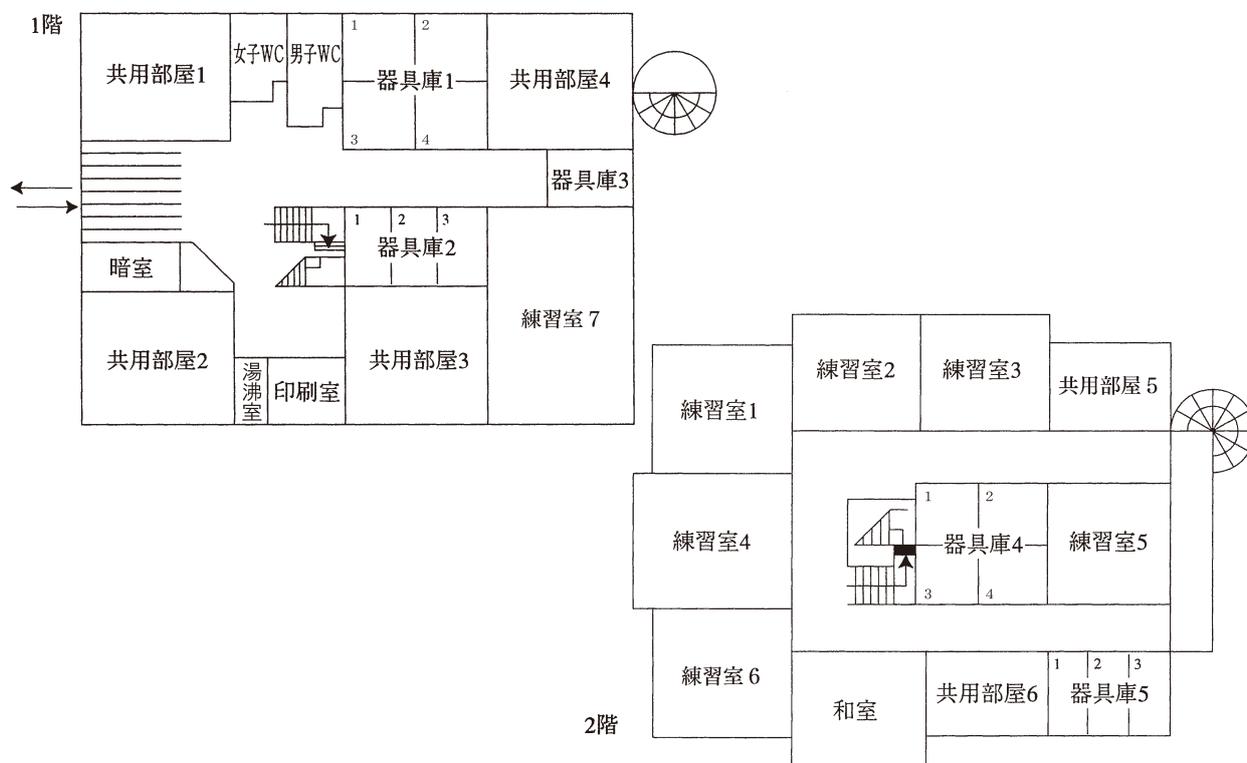
利用は、10人以上の団体であることを原則とし、使用することができる期間は原則として7日以内です。

※体育系サークル共用施設及び合宿研修施設の問い合わせ先 学生生活課生活支援係

課外活動共用施設〔浜松キャンパス〕

施設名	施設の内容	主に使用するサークル等
課外活動共用施設	練習室7室、器具庫 共用部屋6室 和室、印刷室、暗室	公認文化系サークル、運動部
体育系共用部室	プレハブ	運動部
体育系共用部室(西寮グラウンド)	プレハブ	運動部
艇庫		漕艇部

浜松地区課外活動共用施設平面図



浜松地区課外活動共用施設（サークル棟）

公認文化系サークル及び運動部が活用するための施設です。この施設の使用は次のとおり定められています。使用に際しては、使用心得に従い、よく守ってください。

サークル・部活動の使用時間	授業期間中（土・日・祝日を除く）9時00分～22時00分 休業期間中（土・日・祝日を除く）9時00分～17時00分
使用方法	①浜松学生支援課学生支援係窓口で使用簿に記入の上、鍵を受領し、使用後は戸締まり等を確認し、学生支援係へ鍵を返却してください。 ②窓口取扱時間外は、守衛室で同様に行います。
休日（土・日・祝日）の使用時間・使用方法	9時00分～17時00分 休日に使用する場合は使用日前平日から遡り3日前までに浜松学生支援課学生支援係へ申請してください。許可書を守衛室に提示し鍵を受領してください。使用後は戸締まりを確認し、直ちに鍵を返却してください。